

# News Letter

Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

1

第1号  
発行日2013. 7. 吉日

## 弁護士法人 設立のご挨拶

- 5月1日をもって法人化しました。
- ニュースレター第1号を発行します。



謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当事務所は、平成25年5月1日をもって弁護士法人化いたしました。

私、菊池捷男は、これまで40年以上の長きにわたって、個人事務所として、事務所経営をして参りましたが、永続的な事務所経営の必要性、組織的な事件・事務への取組、支店の設置等による職場の拡大などのニーズに応えるため、法人化した次第です。

当事務所は、優秀な弁護士のもと、迅速・的確・丁寧な事件・事務の処理をして参っていますが、今後、さらに一段と精進を重ね、法的サービスの強化に努める所存です。

いつに変わらないご愛顧を賜りたく、ご挨拶申し上げます。

平成25年7月吉日

弁護士法人菊池綜合法律事務所

代表弁護士 菊池捷男

### Inside this issue:

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 弁護士法人菊池綜合法律事務所設立の案内     | 1 |
| 間違いやすい法令用語 施行・適用        | 2 |
| 弁護士法人菊池綜合法律事務所の企業法務サービス | 3 |
| 弁護士紹介                   | 4 |



## 間違えやすい法令用語 施行・適用

### 1 施行の意味

法律の施行とは、「制定・公布されたがまだ未発動の状態にある法令を現実に働き出す状態に置くこと」（ぎょうせい発行：田島信威著「最新法令用語の基礎知識」486ページ）をいいます。



### 2 施行日

「法律に施行日に関する規定がないときは、公布の日から20日間を経過した日に施行されることとなります（法の適用に関する通則法第2条）が、ほとんどの法律は、施行日が決められるか、政令に施行日を決めることを委任しています。法令の多くは、附則に施行日が書かれて

います。ほとんどの会社の就業規則も、附則に施行日が書かれています。

なお、「条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。」（地方自治法16条3項）ことになっています。

*施行は、法律や就業規則が現実に制定された日かそれより後の日になります。*

*法律や就業規則を制定日より前の日から適用したいときは、適用日を遡らせることはできません。*

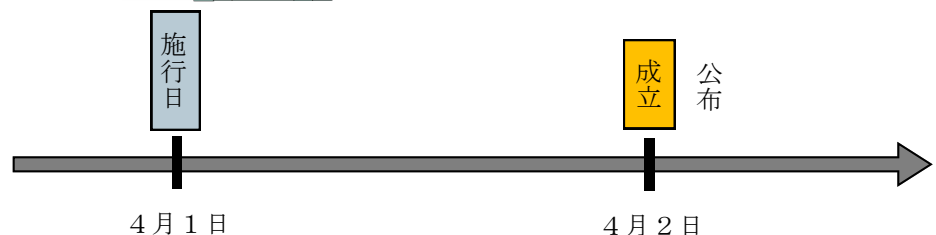
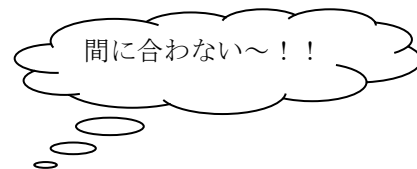
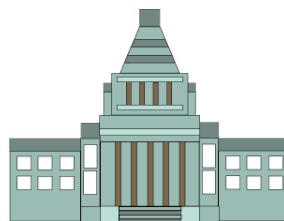
### 3 珍しい現象

法律の施行は法律の公布後になるのは当然ですが、国税通則法（昭和37年法律第66号）は、附則1条で「この法律は、昭和37年4月1日から施行する。」と規定しているのに、この法律が成立し公布されたのは、昭和37年4月2日です。

律は公布の1日前を施行日にしているのです。

これは、4月1日を施行日にする予定で附則に施行日をあらかじめ4月1日と書き込んで法案を提出したものの、国会で法案の審議が紛糾し、その成立が遅れ、4月2日に成立（制定）したためです。

論理的にはあり得ない話ですがこの法



弁護士菊池捷男が  
コラムを連載中!

マイベストプロ岡山

<http://mbp-okayama.com/>

山陽新聞社の定める

「マイベストプロ岡山の掲載基準」に沿った審査を通過した、岡山の専門家・プロを探せるWEBサイトです。  
弁護士菊池が法律の話を分かりやすく解説しています。

## 4 公布前の施行日の解釈

法律が公布されていないのに、施行することは物理的に不可能です。

そこで、この国税通則法附則1条の「この法律は、昭和37年4月1日から施行する。」との言葉は、「この法律は、昭和37年4月2日から施行し、同年4月1日から適用する。」と解釈されているのです（前掲「最新法令用語の基礎知識」）。

ですから、就業規則を制定する場合に、間違えて、施行日を、就業規則を制定した日（例：平成25年6月10日）ではな

く、その日より前の日（例：平成25年4月1日）にして附則にその旨を書いた場合、法律上の施行日は、就業規則が現実に制定された日（上の例では平成25年6月10日）になります。しかしながら、就業規則の施行日と就業規則をいつから適用するかという問題は別になりますので、就業規則の適用日は、就業規則に間違っ

就業規則  
 第1条 .....  
 第2条 .....  
 附 則  
 この就業規則は平成25年6月10日から施行する。但し、同年4月1日に遡って適用する。

## 弁護士法人菊池綜合法律事務所の企業法務サービス

あなたの会社はこんなことで困っていませんか？

### 契約書チェック

契約書を見ても、内容が有利なのか不利なのか分からない…

➡ **お任せください！**

契約書チェックは原則24時間以内に詳しい資料や裁判例を添付して回答。メールやFAXでのやりとりOK！

契約書チェック

初めての会社の場合

### 従業員解雇・未払い残業代の請求

解雇したい従業員がいる、元従業員から未払い残業代の請求をされた…

➡ **お任せください！**

従業員との交渉は、はじめが肝心です。従業員と交渉する前に是非ご相談下さい。紛争を事前に防ぐことができます。

初回2万1000円で回答いたします。

ただし、継続相談になった場合の相談料については、協議のうえ決めさせていただくことがあります。

### クレーム対応・売掛金回収

取引先いくら催促しても支払ってくれない…

➡ **お任せください！**

多数の対応、回収実績あり。弁護士が御社の代理人になって、対応・督促・回収を図ります。

顧問弁護士の  
 メリット

## いつでも相談できる

当事務所では、来訪、電話、メール、FAXどのような方法でも相談対応いたします。顧問料の範囲内であれば、自由に何度でも相談をお受けします。

月額2万1000円～（会社の規模によります。）  
 お気軽にお問い合わせください。

弁護士法人  
 菊池綜合法律事務所は  
 「迅速・的確・丁寧」  
 な事件の処理を心掛けて  
 おります！



## 弁護士紹介



**大山 亮**

誠実に仕事に取り組みます。  
 華やかさはなくとも、日々の小  
 さな努力がいつか実を結ぶ、そ  
 ういう弁護士でありたいと思っ  
 ています。



**高橋 絢子**

弁護士として何ができるか、  
 考えた上でできることには全力  
 で取り組みます。  
 仕事には妥協しません！

## 無料相談実施中

毎週土曜日  
 初めての方限定  
 (お1人30分)

ご相談に来られる  
 場合は、事前にご  
 予約ください。

＊なお、

**相続**

**交通事故**

**借金問題**

についてのご相談  
 は平日も初回に限  
 り、無料で受け付  
 けております。



**箱守 英史**

理工学部を卒業後、メーカー  
 の技術職を経て、東京にて5年  
 ほど弁理士として働いておりま  
 した。理科系のバックグラウンド、  
 弁理士としての職務経験を  
 生かして、皆様のお役に立てる  
 よう頑張りたいと思います。



**村山 晃康**

お客様の法的問題を少しでも  
 解決できるよう、誠実・丁寧を  
 信念として仕事に取り組みたい  
 と思います。  
 迷ったらまずご連絡くださ  
 い。



**武井 奈保子**

皆様の立場に立って、寄り添  
 い、共に問題解決に取り組みま  
 す。丁寧かつ柔軟な仕事を目指  
 し、日々努力を惜しみません。  
 どうぞ、お気軽にご相談・ご  
 依頼ください。

## 弁護士法人菊池綜合法律事務所

〒700-0807

岡山市北区南方1丁目8番14号

TEL : 086-231-3535 FAX : 086-225-8787

【債務整理専用番号】TEL : 086-235-9783

受付時間

月～金 9:00～17:00

土 9:00～12:00

E-Mail [t-kikuchi@kikuchi-law.jp](mailto:t-kikuchi@kikuchi-law.jp)

WEB <http://www.kikuchi-law.jp>

菊池綜合法律事務所

検索



**駐車場**  
**完備**

**バリアフリー**  
**対応**